

# 法人後見事業 「法人後見受任のための養成研修」

社会福祉法人 上越市社会福祉協議会

〒943-0892 上越市寺町 2 丁目 20-1

## 助成事業の概要

介護保険制度と同時に始まった成年後見制度は、親族による受任ができない等の理由から第三者後見が増加する中で、専門職後見人候補者の不足により制度利用が進まない現状があります。制度を必要としている人が速やかに利用できるよう、法人として受任することで市民の権利擁護を担っていく必要性を感じ体制整備を目的として、職員研修を実施しました。

全 7 回、土曜日の午前職員の自主研修として 5 月 19 日、6 月 2 日、16 日、30 日、7 月 14 日、28 日、8 月 11 日に実施しました。12 月 9 日には上越市社会福祉大会の中で一般市民の方への周知も兼ねて公開研修として実施しました。全 7 コースの講師には、各回テーマに沿って、実際に後見人として活動している社会福祉士、精神保健福祉士、弁護士、認知症地域支援推進員、法人後見を行っている県内社会福祉協議会担当職員を迎え実践的な研修内容としました。

## 事業の成果

現在、後見人等を受任するにあたり、法人後見事業の実施主体である法人後見事業推進委員会の委員 7 名の中から担当者を決め 1 案件に対し 2 人体制で受任しておりますが、全員兼務で携わっているため受任数には限りがある状態です。受任体制整備のため実施した平成 24 年度研修では 14 名の職員が修了したことで、今後継続的に受任依頼に対応する事ができるようになりました。

より実践的な学習ができるよう研修は前半を講義形式、後半はグループワークとしました。講義を聞く中で感じた疑問・質問あるいは感想や思いと言った事を各々付せんに書きとめそれを基に小グループでの検討、発表により全体で共有しました。またその場で講師から質問に答えてもらう事により、答えがあるもの、また正解のないものについても考える事ができました。

成年後見制度は福祉的な視点と法的な知識が要求されるとともに、対象となるご本人お一人お一人で支援方法が異なるため、個人としての知識・力量はもとより複数の目でより良い支援方法を求めていく必要があります。この集合研修の中で生まれた疑問や思いをグループワークを通して共有できたことは今後後見業務を行っていく上で貴重な財産となりました。

## 成果の広報、公表

全 7 回の養成研修については職員対象の研修であることから外部への広報・公表はいたしませんでしたが、県内社会福祉協議会による情報交換会 in 柏崎(7月)、権利擁護フォーラム in 燕(12月)において実施の様子について報告するとともに、地域の各種会合において本事業の取り組みについてご紹介しています。

上越市社会福祉大会の中で実施した公開研修としての講演会については広く市民のみなさんに制度の周知・理解を目的としたことから、アンケート結果を内部で共有するとともに、講演を DVD に記録しました。今後は民生委員の勉強会や地域

での集まり等で市民のみなさんからも活用していただく予定です。

## ■ 今後の展開

---

今年度の養成研修により様々な部署に担当職員を有する事が可能となり、本会の中で断続的に事業を実施していく基盤が整いました。支援を必要とするお一人お一人の後見人等という法的代理人として業務に従事するとともに、今後はさらに受任件数が増加していった場合の対応、また成年後見制度継続において期待されている市民後見人についてどう考えるべきかを検討していきます。